



ウエルネスタウンみつげ

限定5棟

残り3棟となりました。お早めにお申し込みください！

ウエルネスタウンみつげ住宅関連補助金

ウエルネスタウンみつげ住宅建設推進補助金

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金

最大 200 万円 + 最大 50 万円

市外から転入で利用可！

= 最大 250 万円！

+さらに

土地代金 5%割引！

受付期間

2020年4月8日(水)~2021年3月31日(水)
予算の上限(予定件数5棟)に達した時点で終了

+
ご紹介キャンペーン
申込受付中！
紹介謝礼金
20万円！
詳細は裏面へ→

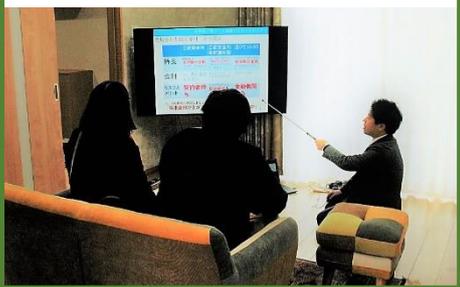
下記の全てを満たす方が対象となります

- 受付開始日以降にウエルネスタウンみつげの区画を新規にご成約いただいた方
- ウエルネスタウン地区地区計画に沿った住宅を建築される方
- ウエルネスタウンみつげ住宅設計ガイドラインに沿った住宅を建築される方
- お住まいの完成後、完成見学会の実施をご承諾いただける方
- 居住者様インタビューにご承諾いただける方

6/14 (日) 補助制度現地相談会 開催

(開催時間/10:00~15:00)

補助制度について相談できます！
補助制度現地相談会



(株)星野工務店 FP×ZEH
モデルハウス見学会



[売主]
見附市企画調整課

ウエルネスタウンみつげ 検索

■お問合せは [受付時間 8:30~17:15]土・日・祝日を除く

☎0258-62-1700

来場ご予約
アクセス





これからウエルネスタウンみつけの土地を購入し、家を建てる方が活用できる制度

①ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金
最大 **200** 万円

+

②見附市定住促進・健幸住宅取得補助金
市外から転入で最大 **50** 万円

+

③土地代金 5%割引

②見附市定住促進・健幸住宅取得補助金(最大 50 万円)の詳細は見附市ホームページをご確認ください

①ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金(最大 200 万円)および、③土地代金5%割引制度の概要

対象者 (右記 1.~3.の全てを 満たす方が対象となります)	1.令和 2 年 4 月 8 日以降にウエルネスタウンみつけの土地を見附市から新たに購入し、 令和 4 年 3 月 31 日までに住宅又はモデルハウスの新築を完了する人 2.補助対象住宅の完成後、市が実施する健幸住宅普及促進のための完成見学会において 住宅の公開を承諾する人 3.補助対象住宅の完成後 3 か月以内に、市より取材を受けることを承諾し、 市がホームページ、パンフレットなどの広報媒体に写真及び記事を掲載することを承諾する人
対象住宅	ウエルネスタウン地区地区計画及び、ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドラインに適合する住宅
補助金額	・住宅建設推進補助金…上限 200 万円 ※ただし、補助対象住宅の取得に要した費用が 200 万円未満 の場合は、住宅取得に要した費用の額が限度となります。 ・土地代金 5%割引…売買契約時、土地代金の総額より 5%引きの価格で区画を販売します
受付期間	令和2年 4 月 8 日(水)から令和 3 年 3 月 31 日まで ※予算の上限(予定件数 5 棟)に到達した時点で受付を終了します



ウエルネスタウンみつけの土地を購入する人をご紹介いただける方

見附市より、ウエルネスタウンみつけ分譲地紹介謝礼金
20 万円をお支払いします！

謝礼金をお支払いする 紹介者の要件	ウエルネスタウンみつけの土地の購入を希望する人を見附市に紹介いただき、売買契約が成立し、 土地の所有権移転登記が完了した際に、紹介者様に謝礼金をお支払いします。
紹介者になれない人	購入希望者と同居する人又は生計を一にする人及び、宅建業者様など、不動産業を営む人
謝礼金額	1件につき 20万円
受付期間	令和2年 4 月 8 日(水)から令和 3 年 3 月 31 日まで ※予算の上限(予定件数 5 件)に到達した時点で受付を終了します

補助制度について、市職員にご相談いただけます。「ウエルネスタウンみつけ現地相談会」をご活用ください！

ウエルネスタウンみつけ
・補助制度相談会

↓こんな方におすすめです↓

- ・補助制度の詳細が知りたい方
- ・家づくりの情報収集がしたい方
- ・これから家づくりを考える方

会場：ウエルネスタウンみつけ
(見附市美里町)

6/14(日)

10:00

~

15:00



同時開催

(株)星野工務店
モデルハウス見学会

FPの家×ZEH

高性能モデル

お問い合わせ先：見附市企画調整課 都市政策室 TEL:0258-62-1700(内線 316)

※ご注意！このチラシでは補助金の概要を掲載しています。利用にあたっては、必ず事前に問合せ先へご確認ください。